

決議第1号

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議し、即時撤退を求める決議

ウクライナをめぐる情勢については、昨年以来、国境付近におけるロシア軍増強が続く中、我が国を含む国際社会が緊張の緩和と事態の打開に向けて懸命な外交努力を重ねてきたが、2月24日、ロシアはウクライナへの武力攻撃、侵略を開始した。

今回の行動は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の明確な違反であり、国連憲章の重大な違反である。この事態は、法の支配に基づく国際社会の秩序に対する挑戦であり、その根幹を揺るがしかねない暴挙である。

さらに、国際社会の強い自制の求めにもかかわらず、ロシアは侵略行為を続け、ウクライナでは、子どもを含む多くの一般市民の尊い命が奪われ、被害は今も拡大している。このようなロシアの力による侵略行為は断じて認められず、非難せざるを得ない。

また、ロシアは核戦力の特別態勢を発動し、核の使用さえも辞さないと示唆しており、原子力発電所への攻撃も行っている。このことはウクライナだけでなく、全世界の脅威となっており、日本が唯一の戦争被爆国であるとともに東日本大震災による原発事故を経験したことを踏まえると、断じて容認することはできない。

鹿島市議会は、ウクライナに一刻も早く安寧の日々が訪れることを願い、日本政府が、経済制裁や人道支援において国際社会と緊密に連携した措置をとることを支持するものであり、ロシアに対して、即時の攻撃停止と部隊の完全撤退を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月18日

佐賀県鹿島市議会